戸籍振り仮名登録等業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

１　趣旨

本要領は戸籍振り仮名登録等業務（以下、「本業務」という。）の業務委託事業者を選定するため、価格のみの競争によらず、サービスの質の維持向上等を図るため、事業者からの提案を受け、契約の優先交渉者を選定するもの。

２　内容

（１）名称

　戸籍振り仮名登録等業務委託

（２）委託期間

令和７年８月１日から令和８年５月３１日まで

　　　ただし、契約締結日の翌日から令和７年７月３１日までは準備

期間とする。

（３）場所

　　流山市役所　第２庁舎４階

　　　　　　　　第1庁舎１階　市民課

（４）契約上限額（税込）

|  |  |
| --- | --- |
| 総　　　額 | １８，０００，０００円 |
| （内訳）  令和７年度  令和８年度 | １５，５７２，０００円  ２，４２８，０００円 |

（５）業務内容

戸籍振り仮名登録等業務委託仕様書のとおり

３　スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 令和７年　　４月１日 | 公示 |
| ４月７日 | 質疑の受付締切 |
| ４月１４日 | 質疑への回答 |
| ４月１８日 | 参加表明の受付締切 |
| ４月２５日 | 参加資格確認結果の通知 |
| ５月７日 | 提案書類の提出締切 |
| ５月１３日 | 提案審査会 |
| ５月２０日 | 審査結果の通知 |
| ～６月中旬 | 契約に向けた協議 |
| ６月中旬 | 契約の締結 |

４　参加資格

提案審査会に参加する者は、次の要件を満たさなければならない。

（１）流山市の入札参加資格者名簿に登録があること。

（２）過去３年以内に人口１０万人以上の規模の自治体において、戸籍関係業務委託の実績を有していること。もしくは、実績がなくとも法令通達等に照らして一通りの事務処理ができること。なお、実績においては、再委託を行わず受託者による直接運営をしていたこと。

（３）ＩＳＭＳ認証又はＰマークを取得していること。

（４）共同企業体でないこと。

（５）次の要件に該当しないこと。

ア　流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成３年４月１日制定）に基づく指名停止を受けている者。

イ　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過していない者。または、提案書類提出日の前６か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第３条または第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人として使用している者。

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく裁判所の再生手続開始決定を受けている者。

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく裁判所の更生手続開始決定を受けている者。

カ　本市に提出した書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。

キ　直近１年間に法人税、消費税及び地方消費税、流山市税を滞納している者。

５　質問回答

本要領及び仕様等に疑義が生じた場合は、次の方法により質問を行うことができる。

（１）質問期限

令和７年４月７日（月）午後５時まで（必着）

（２）質問方法

ア　次の項目を電子メールの本文に記載して送信すること。

送信先：流山市役所市民課（１３参照）

件　名：【戸籍振り仮名登録等業務委託に係る質問】

（ア）法人名

（イ）所在地

（ウ）担当者名

（エ）電話番号

（オ）メールアドレス

（カ）質問内容

イ　電子メールの送信後、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

ウ　質問は各者１回限りとする。

エ　質問は、原則として本要領及び仕様書に関する内容に限る。ただし、質問が審査の公平性の維持を目的とする場合など、本市が必要と判断する場合は上記以外の質問にも回答を行う。

（３）回答日

令和７年４月１４日（月）に市ホームページに掲載。

電話及び窓口での個別対応は行わない。

６　参加表明

提案審査会に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、次の方法により参加表明を行うこと。

（１）参加表明期限

令和７年４月１８日（金）午後５時まで（必着）

（２）参加表明方法

以下に示されている書類を流山市役所市民課に郵送または持参すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 様式１ | 参加表明書 |
| 様式２ | 会社概要 |
| 様式３ | 業務の実績 |
|  | ＩＳＭＳ認証又はＰマーク取得証明書 |

７　参加資格の確認

本市は、参加表明を行った全ての者に対して参加資格の適合の確認を行い、その結果を通知する。

（１）確認結果の通知日

令和７年４月２５日（金）までに発送

（２）通知方法

提案審査会参加資格確認通知書（様式４－１又は様式４－２）の郵送により通知を行う。

８　提案書類の提出

７に示す通知（様式４－１）を受けた者（以下「提案者」という。）は、次の方法により提案書類を提出すること。

（１）提出期限

令和７年５月７日（水）午後５時まで（必着）

（２）提出方法

（３）に示す全ての書類を流山市役所市民課に持参すること。

（３）提出書類

|  |  |
| --- | --- |
|  | 提 案 書　　　　 　…（５）参照 |
| 様式５ | 見 積 書 |
|  | 見積内訳書 |

（４）提出部数

ア　提案書　５部

・１冊のバインダーに綴じたものを１部とする。

・各様式及び関係書類ごとにインデックスをつけること。

イ　見積書及び見積内訳書　１部

　・見積書は委託料の総額（税抜き）を、内訳書には各年度の

委託料の明細（人件費を明記）を記載すること。

・ひとつにまとめること。

（５）提 案 書

ア　次の規格とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 表　　紙 | 様式６ |
| サ イ ズ | Ａ４ |
| 印　　刷 | 両面印刷（表紙を除く） |
| ページ数 | １５ページ以内（表紙を除く） |

イ　Microsoft PowerPoint等のプレゼンテーション資料編集ソフトから出力する場合は、１ページあたり２スライドとする。

ウ　本要領及び戸籍振り仮名登録等業務委託審査基準（以下「審査基準」という。）の内容を十分に考慮すること。

エ　記載の順序は、審査基準に示す審査項目の順番と一致させること。ただし、審査項目と直接関係の無い内容（会社概要や独自のPR等）を途中に挿入することは妨げない。

オ　専門的な用語は極力利用せず、わかりやすく平易な表現を徹底すること。

９　参加の辞退

提案審査会への参加を辞退しようとする者は、次の方法により辞退を行うこと。

（１）辞退期限

令和７年５月９日（金）午後５時まで（必着）

（２）辞退方法

参加辞退届（様式７）を流山市役所市民課に持参または郵送すること。

１０　提案審査会

（１）開 催 日

令和７年５月１３日（火）

（２）開催場所

７に示す通知（様式４－１）にて通知することとする。

（３）提案方法

ア　次の時間配分とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 提　　案 | １５分 |
| 質疑応答 | １０分程度 |

イ　提案は、提案者が口頭にてプレゼンテーションを行うものとする。

ウ　提案に参加できる者は、契約後に本業務を担当する者のみとし、その人数は、最大５名とする。

エ　提案者は、プレゼンテーションの実施中、スライド形式の資料（以下「プレゼン資料」という。）をスクリーンに投影することができる。

オ　プレゼン資料は提案書と同一のものとする。

カ　審査委員の質疑に対しては簡潔に回答すること。

（４）会場備品

ア　プロジェクター 　　 １基

イ　１５ｐｉｎケーブル １本

ウ　スクリーン １枚

エ　電源タップ 空き２口以上

オ　長机、椅子

カ　マイク・スピーカー　　１本

キ　レーザーポインター　　１個

１１　審　　査

（１）審査方法

　「戸籍振り仮名登録等業務委託審査基準」のとおり

（２）審査結果の通知日

令和７年５月２０日（火）

（３）通知方法

提案審査会審査結果通知書（様式８－１又は様式８－２）の郵送により通知を行う。

（４）審査結果の公表

　　市ホームページにて公表する

　　審査結果、審査内容に関する問合せは受け付けない。

１２　留意事項

（１）参加表明、質問回答及び提案（以下「提案等」という。）に伴い生じた一切の費用は、応募者（提案者）の負担とする。

（２）参加表明は、１者につき１件のみ行うことができる。

（３）本市が提供する資料は、提案等に係る検討以外の目的で使用してはならない。

（４）応募者（提案者）は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

（５）応募者（提案者）が提出した書類は返却しない。

（６）応募者（提案者）が提出した書類の全部または一部を変更することはできない。ただし、脱漏または不明確な表示があった場合等において、本市が認めた場合はこの限りではない。

（７）応募者（提案者）の責任において関係法令等を十分に確認すること。本業務の実施に伴う法令適合のリスクは、応募者（提案者）に帰属することとする。

（８）提案等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、応募者（提案者）が負うものとする。

（９）本市は、応募者（提案者）が提出した書類に虚偽の記載があった場合、当該提案を無効とすることができる。

（１０）本市は、事務の遂行上やむを得ない事情等が発生した場合において、本要領に示す日程や時間を変更又は中止する場合がある。

（１１）（１０）の場合において、応募者は異議を申し立てることはできない。また、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできない。

（１２）優先交渉者との協議が整わない場合は、次点業者と協議を行う。

１３　事 務 局

（１）名　　称　流山市役所市民生活部市民課

（２）所 在 地　〒２７０－０１９２

千葉県流山市平和台１丁目１番地の１

流山市役所第１庁舎１階

（３）電話番号　０４－７１５０－６０７５（直通）

（４）Ｅメール　shimin@city.nagareyama.chiba.jp